

合併市に関する調査

記入年月日：平成16年3月16日

基礎情報

都道府県・市名	岐阜県・下呂市（げろし）
合併期日	平成16年3月1日
合併形式	新設合併
住所（旧市町村名も記載）	岐阜県下呂市森960番地（旧下呂町）
人口（合併直近の国調）	40,102人（H12国調）
面積	851.06km ²
議員定数	26人
関係市町村名	萩原町、小坂町、下呂町、金山町、馬瀬村

関係市町村合併直前の状況

	市町村名	人口（人）	面積（km ² ）	議員数（人）	高齢化比率（%）
関係市町村	萩原町	11,716	143.15	14	24.0
	小坂町	4,005	247.50	12	28.5
	下呂町	14,916	194.11	14	24.4
	金山町	7,868	167.84	14	30.0
	馬瀬村	1,597	98.46	10	28.6
合計		40,102	851.06	64	

*人口及び高齢化比率は平成12年国勢調査の数値

関係市町村の財政状況

*数値は合併直近の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直近の予算を記入。

15年度予算(12月補正後)*財政力指数は、平成15年度交付税算定台帳より計上

	市町村名	歳入合計（千円）	地方税（千円）		指定団体等の指定状況	財政力指数
			地方税	地方交付税		
関係市町村	萩原町	5,933,194	1,222,843	1,908,995	山振、農工、工再、積雪、辺地	0.363
	小坂町	3,342,286	528,443	1,011,184	山振、過疎、農工、工再、積雪	0.293
	下呂町	6,216,692	2,183,246	1,463,831	山振、農工、工再、積雪、辺地	0.548
	金山町	4,793,255	1,084,641	1,423,539	山振、過疎、農工、工再、積雪、辺地	0.376
	馬瀬村	1,750,058	186,810	809,927	豪雪、山振、過疎、農工、工再、積雪、辺地	0.151
合計	-	22,035,485	5,205,983	6,617,476	-	-

合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日：平成14年11月1日	解散年月日：平成16年2月29日
内容	委員39人(会長除く) 開催回数 12回	
住民発議について	有 <input checked="" type="radio"/> 無	
市町村建設計画	計画の期間：平成16年度から25年度までの10カ年	
基本計画の主要項目	自然環境の保全と自然と調和した生活環境の整備 暮らしを支える都市基盤の整備 健康・医療・福祉の整備・充実 教育・文化・交流活動の充実 地域の資源を活かした産業の振興 健全で効率的な行財政の運営	
旧市町村庁舎の利活用	本庁及び各振興事務所	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 1
議会の議員の定数に関する特例	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有の場合： 名
議会の議員の在任に関する特例	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有の場合： 年 月
議会の議員の報酬額	月額：27万円	
地域審議会の設置について	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	
内容	旧萩原町以外に設置 (設置期間)合併の日から平成26年3月31日まで (所掌事務)新市建設計画の変更に関する事項、新市建設計画の執行状況に関する事項、 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項	
地方税に関する特例	有 <input checked="" type="radio"/> 無	
内容	なし	
合併特例債発行限度額(億円)	起債可能額 約196.3億円(標準全体事業費 約206.6億円)	

その他

協議された事項	<p>主要項目について、簡単な内容を含め10項目ご記入ください。(例：庁舎の位置 等)</p> <p>庁舎の位置：旧下呂町役場 新市の名称：「下呂市」 財産及び債務の取り扱い：5町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぎつぐ。 議会の定数及び任期の取り扱い：定数26人。合併後50日以内に新市の条例定数で設置選挙を行う。 地方税の取り扱い：固定資産税の税率は1.6パーセント 条例、規則の取り扱い：条例・規則等は、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、整備する。 広域連合等の取り扱い：広域連合は、合併の日をもって解散し、合併の日にすべての事務と財産は新市に引き継ぐ。 補助金、交付金等の取り扱い：各種団体への補助金、交付金等は、従来からの経緯、事業内容及び効果を総合的に判断して調整。 慣行の取り扱い：市民憲章、市章、市の花、市の木、及び宣言等は、新市において調整。 消防団の取り扱い：消防団の組織は、現行の5団のまま新市に引き継ぎ、合併後3年をもって1団とし、合併時には3年後の新体制組織・編成などを明確にする。</p>
	<p>残された課題について、箇条書きでご記入ください。</p> <p>特になし</p>